

墨田区のお知らせ

No.2026

2022年  
(令和4年)

2/21

毎月1日・11日・21日発行

◆2面以降の主な内容

2~4面・・・新型コロナウイルス感染症の関連情報等

4~6面・・・講座・教室・催し・募集

ひと、つながる。  
墨田区SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS

墨田区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

発行：墨田区(広報広聴担当) ☎5608-1111代表 〒130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

<https://www.city.sumida.lg.jp/>

# 山本区長が施政方針を説明

令和3年度墨田区議会定例会2月議会において、山本区長が4年度の区政運営の基本的な考え方を示す、施政方針説明を行いました。今号1面では、その要旨をお伝えします。

[問合せ] 政策担当 ☎5608-6231

## 令和4年度の 区政運営の基本方針

- ▶ 「誰一人取り残さない」包摂的な社会の実現をめざし、SDGsの目線に立った、施策を展開することで、持続可能な「すみだ」を実現する
- ▶ ポストコロナを見据えた、「すみだ」の未来につながる「新たな日常」にふさわしい施策を推進する
- ▶ あらゆる分野でDX(デジタルトランスフォーメーション)を強力に推進し、区民目線で行政サービスのデジタル化を図り、区民生活の向上につなげる

## 新型コロナウイルス感染症、SDGs、DXに対する取組

### 新型コロナウイルス感染症に対する取組

ワクチンの3回目接種を着実に実施し、区民の安心・安全の確保に努めるとともに、感染拡大防止を図るため、発熱・コロナ相談センターおよび後遺症相談センターの運営や、患者の搬送委託等を引き続き進めていきます。

### 「SDGs未来都市」としての取組

社会課題の解決に取り組むスタートアップ企業を区内に誘致し、実証実験を進めることで、地域課題の解決につなげます。また、区民や事業者に対し、SDGsの普及・啓発等に取り組み、全庁一丸となって持続可能なまちづくりの実現をめざすとともに、脱炭素社会に向けた取組を推進していきます。

### DXに対する取組

キャッシュレス決済のさらなる拡充や、大学等と連携した高齢者ICT講習会、自転車駐車場利用申請のオンライン化など、利用者中心のサービスを実現していきます。

## “夢”実現プロジェクト

### 「暮らし続けたいまち」の実現

1 子ども・子育て支援を充実させ、

### 笑顔があふれるまちづくり

子ども・子育て支援が徹底整備されたまちづくり

学童クラブの待機児童ゼロをめざして、4年度末までに原則、全小学校内での整備を進めるほか、児童相談体制の構築に向けた準備を進めます。知・徳・体の充実を図る教育による将来のすみだを担うひとづくり

学力向上「新すみだプラン」を着実に推進するほか、不登校防止対策として校内スモールステップルームの設置拡充を行います。また、教育DX推進による学校の業務改善等を図るための自動応答欠席連絡システムの導入等を進めます。緑豊かな公園など、子育てしやすい住環境づくり

子育て世帯の定住促進支援や、公園・児童遊園の整備を推進します。

### 2 地域力日本一の、住んでいてよかったまちづくり

災害に強い安全・安心なまちづくり  
災害時における高齢者・障害者等要配慮者の支援体制の拡充や、改定した水害ハザードマップの全戸配布を行うなど、地域防災力の向上を図ります。誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズへの対応や、重層的なセーフティネットの強化など、「すみだ型共生社会」の実現に向けた取組を進めるほか、区民の健康づくりや母子保健、感染症等の健康危機に対応するための拠点となる新保健施設等複合施設をこの3月に着工します。また、東京2020大会を契機とした共生社会の実現に向けて、障害者スポーツの普及啓発など、レガシーとしての取組を継承します。地域力を高めるコミュニティとひとづくり  
町会・自治会加入促進マニュアルを作成するほか、「墨田区空家等対策計画」を推進します。

### 「働き続けたいまち」の実現

新たなビジネスが生まれ、活発な

### 交流が進むまちづくり

区内事業者の相談等支援や、STEAM人材育成、3回目のキャッシュレス決済促進・ポイント還元事業等を実施します。ワーク・ライフ・バランスを実現し、女性も男性も輝き、活躍できるまちづくり

女性活躍・働き方改革アドバイザーの派遣等を通じた男女共同参画のさらなる推進や、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発に努めます。

夢をかなえたい若者や、元気な高齢者・障害者が活躍できるまちづくり

就職相談事業の充実や、ハローワークとの連携を図り、働きたい人の就労支援・区内事業者の雇用促進に向けた取組を進めます。

### 「訪れたいまち」の実現

誰もが安心してまち歩きを楽しめる国際的なまちづくり

隅田公園の魅力向上に向けた再整備を進めるとともに、舟運の社会実験など、水辺空間を生かした回遊性の向上とまちの活性化や、向島花街の文化継承の支援等に取り組みます。観光とものづくりが融合したまちづくり

「すみだ地域ブランド戦略」を軸に、区内産業の魅力を区内外に発信し、本区に関わり続けたいと考える関係人口の創出に努めます。“おもてなしの心”を育むまち・ひとづくり

国際交流事業の実施による多文化共生への理解促進や、観光地域づくり法人(DMO)への支援等を行います。

### シティプロモーション戦略

「まちへの愛着、誇りを育むまちづくり」、「区外からの共感や憧れを生むまちづくり」、「シティプロモーションを担うひとづくり」に取り組んでいきます。引き続き「北斎のまち すみだ」をPRするとともに、すみだトリフォニーホール開館25周年記念事業を実施するなど、地域と連携しながら、すみだの魅力を発信していきます。また、職員の広報マインド



の向上を図り、まちの発展をめざす自覚と責任感を醸成し、「すみだの夢」実現プロジェクトを推進します。

## 大学のあるまちづくりの推進

### 千葉大学・情報経営イノベーション専門職大学との連携

情報経営イノベーション専門職大学の教育・研究・社会連携施設として開設される「すみだメディアラボ」と積極的に連携するなど、大学のあるまちづくりを一層推進します。

### 公民学連携組織「UDCすみだ」の活動支援

「アーバンデザインセンターすみだ(UDCすみだ)」を基盤として、公・民・学の連携による地域課題の解決への取組や情報発信等を進めていきます。地域と大学の交流空間「キャンパスコモン」の整備

キャンパスコモンは、あずま百樹園と一体的に都市公園として整備し、様々な社会実験・研究発表や、地域イベントの実施など、地域と大学の交流を生む賑わいの場としていきます。

## 行財政改革の推進

「墨田区行財政改革・行政情報化計画」に基づく取組を着実に進め、「第3次公共施設マネジメント実行計画」による公共施設の再編とライフ・サイクル・コストの低減などに取り組んでいきます。感染症への対応に加え、DXやSDGsの視点も踏まえ、行政として担うべき業務の「選択と集中」をより一層進め、事務事業の見直しや改善の取組を通して、持続可能な行政基盤の確立と簡素で効率的なシステムの構築を進めます。



### 新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口

以下の情報は、2月16日時点のものです

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**来所相談は行っていません**。ご理解・ご協力をお願いします。

#### 一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出たときの対応など

#### 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語での相談可

**フリーダイヤル ☎0120-565-653**

午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

\*タイ語は午後6時まで、ベトナム語は午後7時まで

#### 都「新型コロナ・オミクロン株コールセンター」

日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語、ポルトガル語など12か国語での相談可

**ナビダイヤル ☎0570-550-571**

午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)

**聴覚障害のある方 ▶ FAX5388-1396**

相談票に記入のうえ、送信 

**[問合せ]保健予防課感染症係 ☎5608-6191**

\*新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照



区HP(やさしい日本語)



#### 発熱などの症状がある方の相談先

##### かかりつけ医がいる場合

**必ず電話で**日頃受診している医療機関にご相談ください。

##### かかりつけ医がいない場合や相談先に迷う場合

診療や検査が可能な地域の医療機関をご案内します。

#### 東京都発熱相談センター

**☎5320-4592**または**☎6258-5780**

24時間対応(土・日曜日、祝日を含む)

#### 墨田区発熱・コロナ相談センター ☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

\*新型コロナウイルス感染症による不安やストレスなどについても相談可 \*混雑時は電話が繋がりにくい場合あり \*診察が可能な区内の医療機関の一覧は区ホームページでも閲覧可

#### 後遺症にお悩みの方の相談先

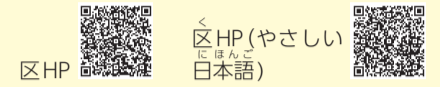
電話の際に、「**後遺症の相談**」とお伝えください。

#### 墨田区後遺症相談センター ☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

### 保管をお願いします 新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証

接種券に付随している、新型コロナウイルスワクチン予防接種済証の紛失により、再発行を希望する方が増えています。ワクチン接種を終了した後も保管をお願いします。また、ワクチン接種に関する最新情報は2月9日発行の新型コロナウイルスワクチン接種特集号や区ホームページをご覧ください。



#### 墨田区コロナワクチン 接種問い合わせダイヤル ☎0120-714-587

\*日本語、英語、中国語、韓国語での相談可 \*午前8時半～午後5時15分(土・日曜日、祝日を含む)



墨田区新型コロナワクチン接種広報大使「わく丸」

### 墨田区国民健康保険または、東京都後期高齢者医療制度の被保険者の方へ 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給

墨田区国民健康保険または東京都後期高齢者医療制度の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができない期間について、傷病手当金を支給します(個人事業主・フリーランスは除く)。

**[対象]** 次の**全ての要件**を満たす方 ▶ 墨田区国民健康保険または東京都後期高齢者医療制度の被保険者である ▶ 給与等の支払いを受けている被用者である ▶ 新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができない ▶ 労務に服することができない期間について給与の全額または一部が支給されない**[支給期間]** 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間**[支給額]** 直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数 \*上限あり**[適用期間]** 令和2年1月1日～4年3月31日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合は、最長1年6か月まで)

受給には申請が必要です。受給を希望する場合は、必ず事前に電話でお問い合わせください。

墨田区国民健康保険の被保険者

**[問合せ] 国保年金課こくほ給付係 ☎5608-6123**

東京都後期高齢者医療制度の被保険者

**[問合せ] 広域連合お問合せセンター**

**☎0570-086-519・FAX0570-086-075**

\*受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)

### ご注意ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります。また、日程により、閉館や利用の縮小をしている施設等もあります。最新情報は各申込先・問合せ先へご確認ください。

### 健康長寿は歯と口の健康から 後期高齢者歯科健康診査

噛む・飲み込むなどの口の働きは、加齢とともに弱まるため、早めの対応により、維持することが大切です。区では、後期高齢者歯科健康診査を実施しています。歯科健診を受けて、食べる楽しみと全身の健康を維持しましょう。

対象の方には、誕生月の下旬に健診票等をお送りしています。届いていない場合や紛失した場合は、すみだ けんしんダイヤルへご連絡ください。

**[対象]** 区内在住で75歳・77歳・79歳の方**[費用]** 無料**[実施場所]** 区内実施歯科医療機関 \*健診票に同封の一覧表を参照**[問合せ]** ▶ すみだ けんしんダイヤル ☎6667-1127 \*受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後6時(祝日・年末年始を除く) \*聴覚に障害等のある方は FAX6862-6571へ ▶保健計画課健康推進担当 ☎5608-1462

### ご協力ください 緑化ボランティアに関する アンケート調査

現在、緑化ボランティア(緑と花のサポーター)の皆さんが、緑に関する知識と経験を活かし、町会の方などを対象に植栽管理等をサポートし

ています。さらに幅広い世代の方に、緑を身近に感じる機会を増やすため、緑化ボランティアについてのアンケート調査を実施します。回答のご協力をお願いします。

**[回答期間]** 3月7日まで**[回答方法]** コードを読み取り、各項目を回答**[問合せ]** 環境保全課緑化推進担当 ☎5608-6208



### 区の世帯と人口(2月1日現在)

世帯	15万7126 (+ 111)
人口	27万5882 (+ 158)
男	13万6263 (+ 30) *住民基本台帳による
女	13万9619 (+ 128) * ( )内は前月比



### 人権コラム ⑦

#### あなたは大丈夫? 考えよう! インターネットと人権

現代社会では、インターネットは身近なものとなっており、SNSや動画共有サイト等のソーシャルメディアの利用者も増加しています。

しかし一方で、インターネット上でのプライバシーの侵害や名誉棄損等の人権を軽視した行為が、社会的な問題となっています。また、SNSや掲示板で、特定の民族や国籍の人々を排斥する「差別的言動(いわゆるヘイトスピーチ)」や、部落差別(同和問題)に関する悪質な書き込み等も発生しています。最近では、なりすましや、発信元を特定できない形での書き込みなど、手段が悪質で巧妙なものもあります。

インターネットを使用する際は、根拠のな

い情報やうわさ話を拡散しないよう、冷静な行動を取ることが大切です。また、インターネット上では、情報発信の容易さや匿名性から、無意識のうちに相手を傷つけてしまう場合があります。LINE等の無料通話アプリやSNSなどを利用するときは、普段以上に相手への配慮を心掛けましょう。顔が見えないからこそ、その言葉を直接相手に伝えた場合、相手はどう思うかを考えてみるのが大切です。

⑦部落差別(同和問題)とは、日本社会の歴史的発展の過程で形成された人々の意識に起因する差別が、様々な形で現れている人権問題のことです。

**[問合せ]** 人権同和・男女共同参画課人権同和担当 ☎5608-6322



**ご注意ください**

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります。また、日程により、閉館や利用の縮小をしている施設等もあります。最新情報は各申込先・問合せ先へご確認ください。


**創業者を応援します  
墨田区の創業支援等事業**

区では、創業支援機関と連携し、創業を考えている方や創業して間もない方を対象とした融資のあっせんやセミナーの開催等の支援事業を行っています。詳細は問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。

**■チャレンジ支援資金**

創業時の資金として利用できる「チャレンジ支援資金」の融資あっせんを行っています。

**[融資限度額]**1750万円 **[利率]**2.0% \*うち1.8%を区が補助 **[返済期間]**7年以内 \*据置期間(12か月以内)を含む **[申込み]**申込用紙と必要書類を直接、経営支援課経営支援担当(区役所14階) ☎5608-6183へ \*申込用紙は申込先で配布しているほか、区ホームページからも出力可

**■すみだビジネスサポートセンター**

経験豊富なコーディネーターに無料で、ビジネスに関する相談ができます。

**[問合せ]**すみだビジネスサポートセンター(区役所1階) ☎5608-6360

**[問合せ]**経営支援課経営支援担当 ☎5608-6183


**ぜひ、ご利用ください  
区総合運動場の会議室・調理室・多目的室**

区総合運動場(堤通2-11-1)では、各施設を5人以上の団体に貸し出しています。また、団体予約がない場合には個人にも貸し出しています(毎月第2火曜日、年末年始を除く)。空き状況や内容等の詳細は問い合わせるか、フクシ・エンタープライズ墨田フィールド(区総合運動場)のホームページをご覧ください。

**■会議室A・B、調理室(団体利用)**

会議、研修、軽い運動等を行う場所として利用できます(会議室A・Bと調理室をつなげることも可能/Wi-Fi完備)。

**[利用時間]**午前9時～午後9時 \*奇数時間から利用開始 **[対象]**区総合運動場に登録がある5人以上の団体 \*登録方法の詳細は問合せ先へ **[定員]**▶会議室A=36人 ▶会議室B=27人 **[費用]**1室2時間1800円 \*区外の団体は2700円 **[申込み]**事前に問合せ先へ \*フクシ・エンタープライズ墨田フィールドのホームページからも申込可

**■会議室A・B(個人利用)**

卓球をする場所として利用できます。

**[定員]**卓球台1台につき4人 **[費用]**1時間▶小・中学生=50円 ▶高校生以上=100円 **[申込み]**利用希望日の3日前から問合せ先へ \*空きがあれば当日も受け付け可 \*最大2時間まで利用可

**■多目的室(個人利用)**

ストレッチ、自重トレーニング、ヨガ、ダンス等の練習をする場所として利用できます(壁面に鏡完備)。1人～4人で利用でき、会場の定員20人に達するまで、ほかの利用者との共用になります(5人以上での利用は団体登録が必要)。

**[費用]**2時間200円 \*団体の利用状況によって2時間利用できない場合あり **[申込み]**利用希望日に空き状況を問合せ先へ確認のうえ、直接会場へ

**[問合せ]**フクシ・エンタープライズ墨田フィールド ☎3611-9070


**対象者の医療と介護の費用負担を軽減します  
高額医療・高額介護合算制度**

医療保険の医療費や介護保険の介護サービス費等について、1か月ごとの自己負担限度額を超えて支払った場合、超えた金額が「高額療養費」または「高額介護(予防)サービス費」、「高額介護予防サービス費相当」として、それぞれの保険から支給されます。

これに加え、同じ医療保険に加入している世帯において、医療費・介護(予防)サービス費等の自己負担の年間合計額が世帯の限度額を超えた場合、超えた分が「高額医療・高額介護合算制度」に基づき、それぞれの保険から支給されます。

国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者で、この制度の対象者には、3月以降に申請書をお送りします。

なお、計算期間内に、転職・転入等で加入する医療保険や介護保険の変更があった方には、申請書をお送りできない場合があります。これは、申請時に変更前の医療保険や介護保険の「自己負担額証明書」が必要となることあるためです。詳細はお問い合わせください。

**[計算期間]**令和2年8月～3年7月末の1年間 **[対象]**同一世帯の同じ医療保険に加入している方(合算対象者)で、次の全ての要件を満たす方▶合算対象者のいずれかに医療保険の医療費および介護保険の介護サービス費等の自己負担額がある▶計算期間内における医療保険の医療費と介護保険の介護サービス費等の自己負担の合計額(高額療養費、高額介護サービス費等、入院または入所時の食費・居住費・差額ベッド代等を除く)から、所得区分に応じた自己負担限度額(右表のとおり)を差し引いた後の額が500円を超える **[問合せ]**▶国民健康保険について=国保年金課こくほ給付係 ☎5608-6123 ▶後期高齢者医療

制度について=国保年金課長寿医療(後期高齢者医療)資格・給付担当 ☎5608-6192 ▶介護保険について=介護保険課給付・事業者担当 ☎5608-6149 \*国民健康保険と後期高齢者医療制度以外の医療保険に加入している方の申請方法等は、各医療保険者へ

**■国民健康保険+介護保険(69歳以下の方の世帯)**

所得区分	自己負担限度額
所得901万円超および未申告	212万円
所得600万円超～901万円以下	141万円
所得210万円超～600万円以下	67万円
所得210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

**■国民健康保険+介護保険(70歳～74歳の方の世帯)および後期高齢者医療制度+介護保険(75歳以上の方の世帯)**

所得区分	自己負担限度額	
現役並み所得Ⅲ(課税所得690万円以上)	212万円	
現役並み所得Ⅱ(課税所得380万円以上)	141万円	
現役並み所得Ⅰ(課税所得145万円以上)	67万円	
一般(住民税課税世帯)	56万円	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円

①区分Ⅰは、世帯全員が住民税非課税かつ各世帯員の年金収入が80万円以下で、その他の所得がない方(給与所得がある場合は10万円を控除)または老齢福祉年金を受給している方です。  
②区分Ⅱは、世帯全員が住民税非課税で、区分Ⅰに該当しない方です。


**教室修了後は介護予防自主グループとしての継続をめざします  
介護予防サポーターによる「げんき応援教室」(各会場全20回)**

**[とく]**4月～令和5年2月(新型コロナウイルス感染症の影響により、変更する場合あり) \*8月を除く \*曜日・時間等は下表のとおり \*公園会場は雨天等の場合、振替日に実施 **[内容]**介護予防体操、脳トレ、体力測定等 \*運動強度は全て「普通」 **[対象]**区内在住の65歳以上で、医師から運動を制限されていない方 \*本教室

未受講者を優先 \*ほかにも条件あり **[定員]**各会場12人～20人(抽選) **[費用]**無料 **[申込み]**教室名、希望する会場・部(2部制の場合のみ)、住所、氏名(フリガナ)、年齢、電話番号を、直接または電話、ファクスで3月11日までに高齢者福祉課地域支援係(区役所4階) ☎5608-6178・FAX5608-6404へ \*1人1会場のみ申込可

会場	曜日(原則)	時間	定員
千歳集会所(千歳2-2-5)	第1・3金曜日	▶第1部=午後1時半～2時半	各部12人
		▶第2部=午後3時～4時	
本所地域プラザ(本所1-13-4)	第1・3金曜日	午前10時～11時	12人
業平三丁目集会所(業平3-2-5)	第2・4木曜日	▶第1部=午前10時～11時	各部12人
		▶第2部=午後1時半～2時半	
小梅児童遊園(向島1-33-3)	第1・3・5月曜日	午前10時～11時 *6月～9月は午前9時半～10時半	15人
京島第一集会所(京島3-3-6)	第2・4火曜日	午前10時～11時	15人
東白鬚公園 南入口広場(堤通二丁目)	第1・3・5水曜日	午前10時～11時 *6月～9月は午前9時半～10時半	20人
ぶんか高齢者支援総合センター(文花1-29-5)	第2・4火曜日 *水曜日に実施する月あり	▶第1部=午後1時半～2時半	各部15人
		▶第2部=午後3時～4時	
八広はなみずき高齢者支援総合センター(八広5-18-23)	第1・3・5水曜日	▶第1部=午前9時半～10時半	各部15人
		▶第2部=午前11時～正午	

☎=電話 FAX=ファクス ㊚=Eメール 🌐=ホームページアドレス



**ご注意ください** 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります。また、日程により、閉館や利用の縮小をしている施設等もあります。最新情報は各申込先・問合せ先へご確認ください。

**ご意見をお聞かせください  
都市計画案の縦覧**

各都市計画案を縦覧できるほか、区内在住の方や各都市計画案に利害関係がある方は、意見書を提出できます。

**■防災街区整備方針の都市計画案**

**[縦覧期間／縦覧場所]**3月3日(木)まで／東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(〒163-8001新宿区西新宿2-8-1第二本庁舎12階北側)、都市計画課(区役所9階)**[意見書の提出方法]**都市計画案の名称・ご意見(書式自由)と、住所・氏名・電話番号を、直接または郵送で3月3日(消印有効)までに東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課へ**[問合せ]**  
▶縦覧および意見書の提出について=東京都都市整備局都市計画課 ☎5388-3225、都市計画課都市計画・開発調整担当 ☎5608-6265  
▶防災街区整備方針について=東京都都市整備局防災都市づくり課 ☎5320-5142

**■東向島二丁目22番地区の防災街区整備事業の都市計画案**

**[縦覧期間／縦覧場所]**3月1日(火)～15日(火)／都市計画課(区役所9階)**[意見書の提出方法]**都市計画案の名称・ご意見(書式自由)と、住所・氏名・電話番号を、直接または郵送、ファクス、Eメールで3月1日～15日(必着)に〒130-8640都市計画課都市計画・開発調整担当(区役所9階) ☎5608-6265・FAX5608-6409・E: TOSHIKEIKAKU@city.sumida.lg.jpへ**[問合せ]**  
▶事業について=防災まちづくり課不燃化・耐震化担当 ☎5608-6268 ▶その他=都市計画課都市計画・開発調整担当

**説明会を開催します  
八広児童館の移転**

経年劣化が進む八広児童館を、平成30年3月末に廃止した旧すみだ健康ハウスへ移転します。令和4年度から、旧施設を児童館へと用途変更する大規模な改修工事を予定しているため、新施設の機能等について説明会を開催します。

**[とぎ]**▶第1回=3月13日(日)午後2時～3時  
▶第2回=3月18日(金)午後7時～8時 \*いずれも同一内容**[ところ]**社会福祉会館(東墨田2-7-1)**[内容]**新八広児童館の施設機能、工事のスケジュールの説明**[対象]**区内在住の方**[定員]**各回先着20人**[申込み]**事前に参加希望回・住所(町名まで)・氏名を、電話またはEメールで子育て政策課児童館担当 ☎5608-6195・E: KOSEISAKU@city.sumida.lg.jpへ**[問合せ]**  
▶新施設および八広児童館について=子育て政策課児童館担当 ▶旧施設等について=地域活動推進課地域活動推進担当 ☎5608-6200

**視覚に障害のある方に発行しています  
墨田区のお知らせ「すみだ」  
(区報)点字版・録音版**

区では、視覚に障害のある方へ、本紙、墨田区のお知らせ「すみだ」(区報)の点字版と録音版(カセットテープ版、デジター版)を発行しています。

いずれも、発行日の1日・11日・21日に、ご自宅へ無料で郵送しています。点字版・録音版を希望する場合は、お問い合わせください。

**[問合せ]**▶点字版について=広報広聴担当(区役所6階) ☎5608-6223 ▶録音版について=すみだ福祉保健センター(向島3-36-7) ☎5608-3711

**ご利用ありがとうございました  
旧木下川小学校の施設貸出しの終了**

平成15年3月に廃校になった木下川小学校を、旧学校施設として貸し出してきましたが、現在の利用状況を踏まえ、令和4年3月31日で貸出しを終了します。ご理解のほど、お願いします。

**[問合せ]**庶務課施設係 ☎5608-6497

**緑と花があふれる「まち」へ  
まちなか緑化**

区では、町会・自治会などの団体の皆さんによる、緑や花であふれた潤いのある地域づくりを支援するため「まちなか緑化」(緑と花のまちづくり推進地域事業)を実施しています。推進地域(国や都の土地等を除く)には、プランターや花苗、用土等を区が無料で提供します。また、花の種類や育てる時期などを決める計画づくりや植栽・維持管理等を「緑と花のサポーター」が支援します。緑化したい場所がありましたら、ぜひ、ご相談ください。

**[問合せ]**環境保全課緑化推進担当(区役所12階) ☎5608-6208



**3月1日から区役所2階へ移転します! マイナンバーカード交付窓口**

3月1日から、マイナンバーカード交付窓口が区役所1階から2階(吾妻橋観光案内所跡地)に移転します。

なお、手続には通知書に記載の書類等が必要ですので、あらかじめご確認ください。

**[受け付け]**月曜日～金曜日の午前8時半～午後5時(祝日・年末年始を除く) \*水曜日は午後7時まで \*第2・4日曜日は午前9時～午後5時**[取扱業務]**マイナンバーカードの交付、電子証明書の更新等**[問合せ]**窓口課住民異動係 ☎5608-6105

**講座・教室・催し**

内=内容 種=種別 対=対象 定=定員 費=費用・入場料 持=持ち物 申=申込み 問=問合せ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講座・教室・催しが中止または延期となる場合があります(詳細は、各申込先・問合せ先へ)。なお、参加に当たっては、マスクの着用や手指消毒等、各会場でお願ひする感染症対策にご協力ください。

区分	名称	とき	ところ	対象・定員・費用・申込み・問合せ等
暮らし	職場で知っておきたいハラスメント「パワハラの本音の根源」女性の本音	3月14日(月)午後6時半～8時	区役所会議室131(13階)	内 ハラスメントや女性の心と体の健康などについて学ぶ 【講師】村田淳氏(社会保険労務士・産業カウンセラー)、安田 実恵子氏(株式会社ヤクルト本社所属・保健師・ハラスメント防止コンサルタント) 対 経営者や管理職、人事労務担当者、テーマに関心がある方 定 先着30人 費 無料 申 事前に催し名・住所・氏名(ふりがな)・電話番号・勤務先の名称(任意)を、電話またはファクス、Eメールで、人権同和・男女共同参画課男女共同参画担当 ☎5608-6512・FAX5608-6934・E: JINKEN@city.sumida.lg.jpへ *詳細は区ホームページを参照
	背骨コンディショニング(腰痛・肩こり等でお悩みの方)の1回体験	2月24日～3月31日の毎週木曜日午後2時～3時	スポーツプラザ梅若(墨田1-4-4)	内 肩こり、坐骨神経痛改善プログラム 対 18歳以上 定 先着8人 費 1100円 申 事前にスポーツプラザ梅若 ☎5630-8880へ *詳細は問い合わせるか、スポーツプラザ梅若のホームページを参照
健康・福祉	ふくの会(なりひら認知症家族会)	3月5日(土)午後1時半～3時半	なりひら神明橋集会所(業平5-6-2)	内 認知症の家族を介護している方の悩みの共有・情報交換 対 区内在住で認知症の家族を介護している方 定 先着10人 費 無料 申 事前に、なりひら高齢者支援総合センター(業平5-6-2・なりひらホーム内) ☎5819-0541へ

☎=電話 FAX=ファクス E=Eメール 🏠=ホームページアドレス

**お知らせ** 新型コロナウイルス感染症 会食中でも会話を楽しむ際には必ずマスクを着けよう **[問合せ]**生活衛生課食品衛生係 ☎5608-6943



# 講座・教室・催し

内=内容 種=種別 対=対象 定=定員 費=費用・入場料 持=持ち物 申=申込み 問=問合せ


新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講座・教室・催しが中止または延期となる場合があります(詳細は、各申込先・問合せ先へ)。なお、参加に当たっては、マスクの着用や手指消毒等、各会場をお願いする感染症対策にご協力ください。

区分	名称	とき	ところ	対象・定員・費用・申込み・問合せ等
健康・福祉	点訳・音訳体験講座	3月5日(土)▶音訳体験=午後2時~3時 ▶点訳体験=午後3時~4時	すみだボランティアセンター(東向島2-17-14)	内 点訳・音訳講習会の体験、ボランティア活動の説明 対 後日開催する点訳・音訳講習会の受講を検討している方、点訳・音訳に関心がある方 定 各先着15人 費 無料 申 事前に、すみだボランティアセンター☎3612-2940へ *受け付けは月曜日~金曜日の午前9時~午後5時半(祝日を除く) *墨田区社会福祉協議会のホームページからも申込可
	みかんの会(認知症家族会)	3月8日(火)午後1時半~3時	たちばなホーム(立花3-10-1)	内 認知症の家族の介護に関する悩みや思いを分かち合い、今後の介護に活かす 対 区内在住で認知症の家族を介護している方、介護の経験がある方、認知症に関心がある方 定 先着10人 費 無料 申 事前に電話で、ぶんか高齢者支援総合センター☎3617-6511へ
	高齢者「防災講座 3.11をふりかえって」	3月11日(金)午前10時~正午	すみだ福祉保健センター(向島3-36-7)	内 防災アドバイザー(元東京消防庁所属)から東日本大震災の話聞く 対 区内在住で60歳以上の方 定 10人(抽選) 費 無料 申 2月27日までに、すみだ福祉保健センター☎5608-3721へ
子育て・教育	子ども水泳教室「幼児水慣れ教室(全5回)」[クロール息継ぎ特訓教室・土曜コース(全4回)][クロール息継ぎ特訓教室・日曜コース(全3回)]	▶幼児水慣れ教室=3月3日~31日の毎週木曜日午後3時~3時50分 ▶クロール息継ぎ特訓教室・土曜コース=3月5日~26日の毎週土曜日午後1時~1時50分 ▶クロール息継ぎ特訓教室・日曜コース=3月13日~27日の毎週日曜日午前11時45分~午後0時35分	両国屋内プール(横綱1-8-1) 	対/定▶幼児水慣れ教室=4歳以上の未就学児/先着15人 ▶クロール息継ぎ特訓教室=パタ足で5m泳げる小学生/各コース先着10人 費▶幼児水慣れ教室=5500円 ▶クロール息継ぎ特訓教室・土曜コース=4400円 ▶クロール息継ぎ特訓教室・日曜コース=3300円 申 2月21日午前9時から費用を持って直接、両国屋内プール☎5610-0050へ *詳細は問い合わせるか、両国屋内プールのホームページを参照
	男性向け育児講座「すみだパパスクール」(全2回) 	3月12日(土)・19日(土) 午前10時~正午	すみだ女性センター(押上2-12-7-111)	【テーマ】▶3月12日=「パパ大好き!怒らない子育て講座」▶3月19日=「パパとリズムで楽しむベビーダンス講座!!」 対 区内在住在勤で、首が座った3か月~2歳の子どもの持つ男性の保護者 定 先着10人 *全日程参加できる方を優先 *3月19日は子どもと受講 費 無料 申 事前に電話で、すみだ女性センター☎5608-1771へ *3月12日は、事前申込みによる一時保育あり(定員制)
文化・スポーツ	ワンコインレッスン「ボディパンプ」	2月25日~3月25日の毎週金曜日午前9時45分~10時半	スポーツプラザ梅若(墨田1-4-4)	内 バーベルを使ったシェイプアッププログラム 対 高校生以上 定 先着10人 費 1回500円 申 事前にスポーツプラザ梅若☎5630-8880へ *詳細は問い合わせるか、スポーツプラザ梅若のホームページを参照
	Bリーグ「サンロッカーズ渋谷対群馬クレインサンダーズ」観戦ご招待	3月9日(水)午後7時5分~	区総合体育館(錦糸4-15-1) 	対 区内在住在勤在学の方 *小学生以下は20歳以上の方の同伴が必要 定 50組100人(抽選) *保護者の膝の上で観戦できる未就学児は人数に含まない 申 代表者の住所・氏名・年齢・電話番号、観戦者全員の氏名を、往復はがきで2月28日(必着)までに区総合体育館「Bリーグ観戦」係(〒130-0013錦糸4-15-1)☎3623-7273へ *申込みは1人1通のみ(1通につき2人まで申込可) *中学生~18歳は保護者の同意を往復はがきに記載 *開催中止・延期となった場合は無効
	区民体育大会「少年野球大会」	4月3日~5月29日の日曜日・祝日 *5月3日~5日を除く *天候により延期となる場合あり	隅田公園少年野球場(向島5-6-13)ほか	対 区内の少年野球チーム 費 1チーム2万円 申 2月27日午前9時~11時に費用を持って直接、隅田公園少年野球場へ 問 墨田区少年野球連盟事務局 栗原☎090-4426-4193 *代表者会議を3月12日(土)午後6時半から、すみだ生涯学習センター(東向島2-38-7)で実施(受け付けは午後6時~)

# 募集

内=内容 種=種別 対=対象 定=定員 選=選考方法 費=費用・入場料 持=持ち物 申=申込み 問=問合せ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申込書等の配布期間・場所が変更となる場合があります。お越しの際は、事前に、各問合せ先へご確認ください。

区分	名称	内容・対象等	申込み・問合せ等
仕事・産業	墨田区社会福祉事業団の非常勤・臨時職員の募集	内/対▶看護師(非常勤職員)=通所介護・機能訓練事業での看護・介護業務、機能訓練補助、送迎バス添乗等/正看護師または准看護師の免許を有する方 ▶介助員(非常勤職員)=高齢者デイサービス施設での入浴・送迎介助業務/ヘルパー2級以上の資格を有するか、介護職員初任者研修、介護職員基礎研修を修了した方 ▶生活支援員(非常勤職員)=重度障害者に対する生活支援・送迎バス添乗/ヘルパー2級以上の資格を有するか、介護職員初任者研修等修了した方	申 事前に電話連絡のうえ、履歴書(職種を記入)を直接または郵送で墨田区社会福祉事業団(〒131-0033向島3-36-7)☎5608-3719へ *詳細は問い合わせるか、墨田区社会福祉事業団のホームページを参照 
区政その他	墨田区環境審議会の委員の募集	内 すみだ環境基本条例に基づき設置される「墨田区環境審議会」で、区の環境施策等を審議する【任期】4月1日~令和6年3月31日 対 区内在住在勤の方【募集数】若干名 選 書類選考 	申 地球温暖化などの環境問題に関する意見や取組等についてまとめた作文(800字以内で書式自由)と、住所・氏名(ふりがな)・年齢・性別・電話番号・Eメールアドレス・職業を、郵送またはEメールで3月10日(必着)までに〒130-8640環境保全課環境管理担当☎5608-6207・✉KANKYOU@city.sumida.lg.jpへ *選考結果は3月中に通知

☎=電話 FAX=ファクス ㊚=Eメール 🌐=ホームページアドレス

お知らせ 虐待を受けていると思われる子どもに関する相談を24時間受け付けます。 児童相談所全国共通ダイヤル☎189



# 3月6日(日) 東京マラソン2021

3月6日(日)、昨年10月から延期された東京マラソン2021が開催されます。区の一部がコースとなることから、交通規制や区内循環バスのルート変更等がコース周辺で実施されますので、ご注意ください。

**[問合せ]** スポーツ振興課スポーツ振興担当 ☎5608-6312

**スタート時刻** ▶ 車いすマラソン・車いす10km(10.7km) = 午前9時5分  
▶ マラソン・10km(10.7km) = 午前9時10分

## 【往路】区内通過予想時刻

- ▶ 車いす先頭 = 午前9時45分頃
- ▶ マラソン先頭 = 午前10時10分頃
- ▶ マラソン最終 = 午後0時45分頃

## 【復路】区内通過予想時刻

- ▶ 車いす先頭 = 午前9時55分頃
- ▶ マラソン先頭 = 午前10時半頃
- ▶ マラソン最終 = 午後1時40分頃

ご注意ください!

## 区内循環バスのルート変更

大会中は、区内循環バス南部ルート(両国・錦糸町ルート)の

⑩ **すみだ北斎美術館前(津軽家上屋敷跡)**を午前8時44分~午後2時29分に発車するバスは、⑪ **都営両国駅(江戸東京博物館前)**~⑬ **弥勒寺前**には止まりませんので、ご注意ください。



新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、内容が変更・中止となる場合があります。最新情報は東京マラソン2021のホームページで、ご確認ください。



©東京マラソン財団

## 「国技館5000人の第九コンサート」レッスン動画の配信

1984年(昭和59年)に発足した「国技館すみだ第九を歌う会」。発足の翌年から毎年、第九コンサートを開催してきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年~4年は中止となりました。区民の皆さんの中にも楽しみにしていた方は多かったと思います。そこで、会員だけでなく誰でも、そして、いつでも、どこでも第九を歌えるように、区と歌う会が共同してレッスン動画を作成しました。ぜひ、ご覧ください。

**[問合せ]** 文化芸術振興課文化行事担当 ☎5608-6180

### 動画の構成

- ▶ 発声発音の練習
- ▶ 全体合唱練習
- ▶ パート別練習

### 費用

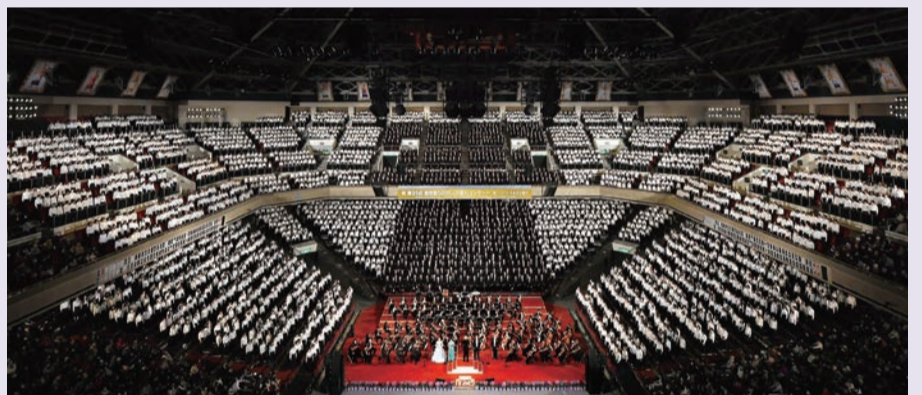
無料 \*通信料は自己負担

### 視聴方法

「国技館すみだ第九を歌う会」のホームページの「レッスン動画」ページをご覧ください。



歌うときのポイントを解説しています!



655小節 Allegro energico, sempre ben marcato(二重フーガ)

▲平成31年2月開催「第35回国技館5000人の第九コンサート」の様子



◀レッスン動画

## すみだSDGsステーション

SDGs [Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)]は、人類がこの地球で暮らし続けていくために2030年までに達成しなければならない世界共通の17の目標です。



### 目標達成に向けて知っておきたい理念や特徴をご紹介します SDGsウォッシュ

「SDGsウォッシュ」は、英語で「粉飾」を意味する「ホワイトウォッシュ」と「SDGs」を組み合わせた造語で、実態以上に、または実態がないのにSDGsに取り組んでいるように見せることを言います。

また、環境問題には取り組んでいるものの、労働環境が劣悪であるような場合にも、「SDGsウォッシュ」という言葉が使われます。

SDGsが掲げる17の目標は、誰もが取り組み参加できるものです。また、義務ではなく自発的に取り組むものです。

しかし、だからこそSDGsの基本である「持続可能性」「誰一人取り残さない」という点をよく理解し、経済・社会・環境を総合的に捉える必要があります。個人や、企業・団体の取組が誰かの権利や利益を搾取していないか、持続可能な社会の実現に貢献しているか、情報源が不明確な情報や誇張した表現を発信していないか、とい

た視点をもつことが大切です。

また、「SDGsウォッシュ」に対する法的措置はありませんが、指摘された企業・団体等はイメージが損なわれ、経営や活動に影響する可能性があります。危機管理としても、SDGsの基本的な考え方を十分に理解し、「SDGsウォッシュ」になっていないかどうか、振り返る必要があります。

より良い世界をつくるために、私たち一人ひとりがSDGsの達成に向けた取組を真摯に行うという姿勢が求められています。

**[問合せ]** SDGs未来都市政策調整担当 ☎5608-6231

